

常任総務委員会要点記録

○開会日時 令和5年9月1日(金) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1番	青木敬博君	2番	篠原峰子君
3番	井戸清司君	4番	杉本一彦君
5番	重岡秀子君	6番	石島茂雄君

○欠 員 1名

○出席議員 4名

議長	宮崎雅薫君	副議長	大川勝弘君
議員	鈴木絢子君	議員	佐藤龍彦君

○説明のため出席した者 30名

副市長	中村一人君
〃	岸弘美君
企画部長	西川豪紀君
企画部企画課長	菊地貴臣君
同秘書広報課長	山下明子君
同職員課長	小澤剛君
同デジタル政策課長	小林和昭君
理事	杉山貴光君
危機管理部長兼危機管理監	稲葉祐人君
危機管理部危機対策課長兼危機管理監代理	吉崎恭之君
総務部長	木村光男君
総務部次長兼課税課長	小川直克君
同庶務課長	鈴木康之君
同財政課長	肥田光弘君
同資産経営課長	久津間知治君
同収納課長	渡辺拓哉君
市民部長	萩原智世子君
市民部市民課長	大川雄司君
同環境課長	佐藤文彦君

同 保 険 年 金 課 長	肥 田 耕 次 君
健 康 福 祉 部 長	松 下 義 己 君
健康福祉部健康推進課長	大 川 貴 生 君
観 光 経 済 部 長	小 川 真 弘 君
建 設 部 長	近 持 剛 史 君
建設部次長兼建設課長	高 田 郁 雄 君
会計管理者兼会計課長	稲 葉 育 子 君
上 下 水 道 部 長	稲 葉 信 洋 君
教育委員会事務局教育部長	浜 野 義 則 君
教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長	杉 山 宏 生 君
監 査 委 員 事 務 局 長	福 田 由 里 亜 君

○出席議会事務局職員 3名

局 長 富 岡 勝	局長補佐 中 井 智 実
係 長 福 王 雅 士	

○会議に付した事件

- 1 市議第 6 号 伊東市印鑑条例及び伊東市手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 2 市議第 7 号 伊東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 市議第 8 号 伊東市競輪事業収益金活用基金条例
- 4 市議第 15 号 令和 5 年度伊東市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
- 5 市議第 14 号 令和 5 年度伊東市一般会計補正予算（第 3 号）所管部分
- 6 市認第 7 号 令和 4 年度伊東市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 7 市認第 8 号 令和 4 年度伊東市土地取得特別会計歳入歳出決算
- 8 市認第 9 号 令和 4 年度伊東市霊園事業特別会計歳入歳出決算
- 9 市認第 11 号 令和 4 年度伊東市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 10 市認第 5 号 令和 4 年度伊東市一般会計歳入歳出決算所管部分

○会議の経過概要

○委員長（杉本一彦君）開会する。

○委員長（杉本一彦君）この際、お諮りする。決算関係を除く付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、委員会における説明は省略したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）異議なしと認め、さよう決定した。

なお、決算関係に係る付託議案の説明についても、議会運営委員会における協議、決定に基づき、委員会における説明は省略することとしているので、申し添える。

この際、申し上げる。審査に当たり、議題に対する質疑は簡潔に、議題から外れないように願います。あわせて、審査の進行が円滑に進むよう、具体的に何ページの何の事業についてなどの一言を添えていただくよう、協力をお願いします。

○委員長（杉本一彦君）日程第1、市議第6号 伊東市印鑑条例及び伊東市手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）議案審議で質疑も出ていたが、これは、スマートフォンにマイナンバーカード機能を搭載してコンビニ交付ができるということの絡みだと思うが、まず聞きたいのは、これからマイナンバーカードを取ろうという人は、マイナンバーカードを先にとって、その上でスマートフォンの登録もやるのか、その辺の手順について伺う。

○市民課長（大川雄司君）今回のスマートフォンにこの機能を搭載する方法については、スマートフォンからマイナンバーカードを読み取り、マイナポータルというサイトからその手続きをしていただく。先にマイナンバーカードを取得する必要がある。

○5番（重岡秀子君）分かった。

参考書などを読むと、まず、印鑑登録証明書だけでなく戸籍謄本や住民票も取れることになっているが、この条例改正の中で、印鑑登録と戸籍関係は規定の整備もあるが、住民票は規定の整備が必要ないのか。その辺の違いがあるのか。

もう1回説明する。改正の概要の中で、(1)は、印鑑登録証明書の交付について、その規定の整備、用語の整理、(2)として、戸籍の謄本または抄本、その規定の整備になっていて、その中で、イは、住民票及び戸籍の附票の写しの交付手数料だけなので、この住民票についての規定の整備は必要なかったのかということを知りたい。重い、軽いがあるのかと思ったので、その辺の違いがあるのか。

○市民課長（大川雄司君）(1)の印鑑条例のほうは、伊東市で行う行政事務として印鑑条例が定められているので、今回、この部分を改正する。(2)にある住民票及び戸籍の附票については、住民基本台帳法で定められているので、当市の条例ではなくそちらのものであるため、今回、(1)の印鑑条例のみを改正することになっている。

○5番（重岡秀子君）分かった。

多分、議案審議で四宮委員から質疑が出ていたが、伊東市の中でマイナンバーカードをスマ

ートフォンへ搭載する手続が何かの機械を置いてやるのかというところが答弁されていなかったもので、その辺は今後、窓口ではどのような感じになるのか。

○**市民課長**（大川雄司君）今回のものは、各自のスマートフォンで操作をする必要がある。自宅でできる方は各自やっていただくが、操作が難しい、よく分からないという方がいれば市の職員が手伝うという考えである。

○**5番**（重岡秀子君）分かった。自分でもできるし、できなかつたら市役所に来てということで、たしか年内には準備が整うという答弁だったが、それでいいのかということと、この中で、将来的に国としては保険証の利用などもスマートフォンでできるような方向になるのか。

○**市民課長**（大川雄司君）今回搭載する利用者証明用電子証明書を入れると、健康保険証としての使用も可能になる。デジタル庁からの通知では、コンビニ交付のサービスが2023年中、健康保険証としての利用が2024年度対応予定である。

○**5番**（重岡秀子君）5月11日から可能という国としての宣伝がインターネット上にあり、アンドロイドだけと言ったが、アンドロイドの中でもどんな機種が可能かというかなり細かいPRもされていて、これほどたくさんの機種が使えると。まだアンドロイドだけなので、その辺も変わっていくのだと思う。

同時に、私もこの間、スマートフォンが壊れてしまって、入れ直すのに非常に困ったが、紛失した場合などについてもかなり慎重にやらなければいけないことがインターネット上でも書かれている。マスコミとか国のPRで大分そういうことが分かっていくと思うが、今後、伊東市としては、自分でもできるということから、市民に対してはこの問題についてはどのような広報をしていくのか。スマートフォンに搭載できるということも含めて広報を考えているのか。

○**市民課長**（大川雄司君）広報の仕方については、コンビニ交付のサービスが始まるタイミング、もしくは、今、アンドロイドだけなので、iPhoneのほうでも使えるようになるタイミング、そのあたりを計って広報していきたい。その際にはもちろん、なくした場合などの注意も含めて広報に当たりたいと考えている。

○**1番**（青木敬博君）今の説明を聞いていて分からなくなってしまったので1つ聞きたい。議場での説明だと、今、物理的にマイナンバーカードをコンビニに持って行って、カードを使って住民票を出してもらう。今度は、スマートフォンがカードの代わりになるという話だったと思うが、そうすると、スマートフォンの中にマイナンバーカードの情報をマイナポータルで1回読み込んでしまえば、あとは物理的にカードを持たなくてもそのままコンビニで何度でも交付申請できるという考え方でいいか。

○**市民課長**（大川雄司君）マイナポータルを利用して手続をし、その後はスマートフォンをマイ

ナンバーカードの代わりにコンビニ交付の機械に置くことでコンビニ交付の住民票を取得できる。

○1番（青木敬博君）もう一つ確認する。それは期間の制限はなく、ずっとマイナポータルの中に残り続けるという解釈でいいのか。例えば1年ごとにマイナポータルにログインしてその機能を持たせるといったことはなくて、ずっと永遠に持ち続けるのか。

○市民課長（大川雄司君）手続として、毎度ログインして、その機能をスマートフォンに入れるということではなく、一度手続すればそのまま使える。マイナンバーカード情報の更新などをした際にはまた手続が必要になると思われる。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。

市議第6号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）日程第2、市議第7号 伊東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）最初に、伊東市職員の育児休業と書いてある文言に目が行ってしまうが、育児休業等ということで、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）は、私の認識では、職員の定年の延長から、前の条例改正があったのは、定年前再任用短時間勤務職員の様々な条例ができたことに関連して、その給与の算定を育児休業の職員も併せてまとめて整理していく、そのような条例かと思ったが、その認識でよいか。

○職員課長（小澤 剛君）地方公務員法の改正については、定年延長制度が導入され、再任用制度を廃止し、定年前再任用制度に変えたものが根本になっている。それに伴い、育児短時間勤務をしている職員の給与等について、再任用制度職員の部分を読替える部分もあったので、その整理に伴って今回整理する形になる。

○5番（重岡秀子君）読替えというところが最初分からなかったが、参考書の14ページの一番

下の旧の再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に、この辺が読替えの内容になるのか。

○職員課長（小澤 剛君） 昨年の12月議会で条例改正を承認いただいた部分であるが、その際に再任用職員から定年前再任用短時間勤務職員に変わったが、その部分の名称が変わったことによって、対象となる読替えの部分が変わったという内容である。

○5番（重岡秀子君） ついでにと言うと申し訳ないが、育児短時間勤務職員ということについて改めて少し伺いたい。これは育児休業ではなくて、調べたところ3歳未満の子供を持つ職員が短時間、6時間勤務ができると。だから、完全な育児休業と、こういう働き方も選べるのとこととで、それでよいのかということ。

それから、少し分からなかったことは、これは会計年度任用職員も絡んでいるのか、それとも正規職員にしかないのかということ。

それから、現実に今この制度を利用して、職員の中でこういう働き方をしている方はいるのか、育休に関してその辺を伺いたい。

○職員課長（小澤 剛君） 育児短時間勤務制度については、今委員が言ったとおり、通常の1日7時間45分勤務を短縮して勤務することができる。今、該当する職員が1名いる。会計年度任用職員への対応については、同じような状況である。ただ、会計年度任用職員、任期付職員、再任用職員の3パターンの中で、任期付短時間勤務職員と再任用職員については該当にならない。

○委員長（杉本一彦君） ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君） 質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君） 討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第7号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君） 挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君） 日程第3、市議第8号 伊東市競輪事業収益金活用基金条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○3番（井戸清司君） 議場でも聞かれたと思うが、特別会計上ではなくて一般会計上に基金を創

設したことに對するメリット、デメリットは、お金の流れを明確化したいとの答弁であつたが、それだけか。

- 財政課長**（肥田光弘君）一般會計上とした理由は、他市町の事例などを見ると、特別會計でやっているとこゝろについては、地域振興に関するものというような用途を限定された基金にしているところが多かつた。一般會計上とした理由は、ある意味、幅広い事業に充当するとのメリットがある。
- 3番**（井戸清司君）前回のよう、いきなり競輪のほうから文化施設整備基金へどんと、金額が一緒だつたから分かつたのだが、ああいうやり方をされるとすごく分かりにくかつた。あれは金額が一緒で分かつたからよかつた。例えば今まであまり利益が上がり過ぎるとJKAの交付金が上がつたり、選手賞金を上げなければいけないなどという話があつたではないか。そういう中で、では、収益が出た分を一般會計上の基金へ入れることに對して、そこら辺のデメリットはないのか。
- 財政課長**（肥田光弘君）基本的には、もう一般會計に繰り出す時点で、JKAとかいつた交付金に關しては決まってくるので、特に今までと変わるようなことはないと考えている。
- 1番**（青木敬博君）第1条の「競輪事業収益金を住民の福祉の増進に資する事業に効果的に活用するため」のところ、**「住民の福祉の増進に資する事業」**とは、議場では子育てと教育を中心にやるとのことであつたが、この文章だと、これはもう少し幅広い解釈ができると思う。どの辺までを想定しているのか。
- 財政課長**（肥田光弘君）議場では、伊東市については主に子育てと教育に充当していくと答弁したが、基本的には健康・医療とか社会福祉、文化、社会教育などにも活用できるので、そういう分野にも広く活用していきたい。
- 5番**（重岡秀子君）お金の流れがやや分かりにくい。今まで競輪事業からの財源として繰入れのような感じであつたが、現在も特別會計のほうの基金は、競輪のほうは2つある。だから、それ以外に、これは新しく一般會計の中に競輪事業の収益を貯金できるものをつくると思う。この前の議場での説明で、一旦、だから、そこへ全部入れたほうが分かりやすいというような話があつた。そこから今度、決算のとき、あるいは補正予算のときなどに、それをまた繰り入れていくわけである。だから、お金の流れとしては、決算のときにどうなるのか、基金に一回全部入れるのか、そのときに基金の種類が、ほかのものに入れるのであるが、今までは繰り入れてやつてきた。その辺の、一回全部入れるとはどのようなイメージになるのかを教へてほしい。
- 財政課長**（肥田光弘君）一旦全額入れるとは、今年の令和5年度予算で言うと、競輪からの当初予算で繰入金2億円ある。その2億円については、今現在は当初予算の各事業に充当していくような状況になるが、来年度以降については、その繰り入れた2億円を一旦、今この基金

に積み、各事業に充当する場合は、基金繰入金の形で取り崩して充当するようなことを考えている。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第8号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）日程第4、市議第15号 令和5年度伊東市土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）これは伊東駅周辺の整備事業に絡んでの土地の買収であると思う。私も駅周辺の整備事業がどのくらい進んでいるのか分からなくて、一般質問などでも取り上げようと思ったが、なかなかまだ地権者の問題などがあるとのことで、いまだに何かはっきりしない。この時期にこの土地の買収をするのは、整備事業の中でどういう位置づけになるのか。本来ならもっと先にやっておくべきであったが、何かの事情があったのか。この時期に買う理由というか、その辺も、整備事業の進展の兼ね合いで教えてほしい。

○建設部長（近持剛史君）今回の土地の取得については地権者から具体的に相談があって、市で購入していただけないかとの話があった。うちのほうは、それを協議した結果、伊東駅周辺地区の2街区の土地になるので、先行して取得する必要があるということで購入するということである。

○5番（重岡秀子君）そうすると、やはりその整備事業の中で、ここを買っておいたほうが、整備事業の計画上も効果的であるとの考えでよいか。

○建設部長（近持剛史君）こちらは、去年も1つの土地を取得したので、引き続き2街区の土地を先行して取得していくことは重要であると考えている。

○5番（重岡秀子君）その設計図などが公開されないの、私たちもこういう審議がしにくいところがある。前に私が聞いたところであると、地権者とのいろいろな折衝の後、今年10月頃

には、この全体図を一応公開できるのではないかとの答弁もあった。この点に関して、そこだけ少し聞きたい。

- 建設部長（近持剛史君）伊東駅周辺整備の進捗ということであるが、今回土地を取得して、あと残り10の地権者がいる。現在その方と土地取得に向けて交渉をしている段階であり、今後、地権者との協議も進めていく中で、今年度中には事業計画について地元の説明会を行っていきたいとは考えている。それに併せて概略設計の公表ができればと思う。
- 6番（石島茂雄君）今のことで、ちょっと感じたが、地権者の方たち、要するに反対されているというか、今は売りにたくないという方たちの意見にはどういうものがある、それが進んでいないのか。
- 建設部長（近持剛史君）具体的に何人の方が売りにたくないということかは、ここでは控えるが、金額の面が折り合わないなどが一番の原因であると思っている。
- 委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第15号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

- 委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

-
- 委員長（杉本一彦君）日程第5、市議第14号 令和5年度伊東市一般会計補正予算（第3号）所管部分を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は、まず歳出を各款ごとに、次に歳入、その他の順で行う。

まず、歳出第2款総務費について質疑を行う。事項別明細書は9ページ及び10ページになる。発言を許す。

- 5番（重岡秀子君）事項別明細書の10ページの一般管理費の自治会等支援事業であるが、これは塩木道の会館建設費の補助金で、地元の要望が出ていたということだと思う。こういう集会所とか公民館の改修は、市がどのように補助金を出すのか、なかなか難しいところもあるのではないかと思うが、どのような基準で、どういう部分について補助金を出したのか、そこを説明していただきたい。

- 秘書広報課長**（山下明子君）お答えする。この補助金は、伊東市会館建設費補助金交付要綱にのっとり交付するものであるが、会館の収容人数で区分して、基準建設費の10分の1を補助するという形を取っており、今回この金額を交付することとなっている。
- 5番**（重岡秀子君）続いて、同じページの企画費の一般経費で、サテライトオフィス体験事業負担金は、コワーキングスペースで、負担金というのは建設ではなくて、ほかの団体と一緒にやってやるという感じがするが、どういうお金なのか、その辺について説明をお願いします。
- 企画課長**（菊地貴臣君）お答えする。この事業については、本市へのサテライトオフィスの誘致を図るために、東急株式会社が運営する法人向けの企業相乗り型サテライトシェアオフィスの会員法人を対象に、本市でのサテライトオフィス開設の魅力を体験していただくイベントを、東急株式会社と本市との共催で実施するものである。総事業費は140万円ほどを予定しており、そのうち本市は70万円を上限に負担し、残りは東急株式会社が負担するという形になる。
- 5番**（重岡秀子君）これは後の決算にも関係してくると思うので、お聞きしたい。どういう場所で、どういうイベントが行われるのか、サテライトオフィスの事業というのは見えにくいので、もう少し説明いただきたい。
- 企画課長**（菊地貴臣君）この事業については、定員が20人程度となり、今年は11月頃に、1泊2日で市内の宿泊施設を会場に実施を予定している。企画課の職員によるサテライトオフィス誘致に向けたガイダンス、あるいは相談ブースの設置に加えて、市内にあるISOLA伊豆高原とか、エクレアホールとか、そういった市内のサテライトオフィスにおける執務体験として、そこで模擬的に勤務をやっていただくようなことを予定している。
- 5番**（重岡秀子君）140万円というと、ちょっと大きいかなと思うが、宿泊費とか交通費とか講師料も入っているのか。大体どんな内容の予算になっているのか。
- 企画課長**（菊地貴臣君）本市と東急で宿泊費のほうは負担するが、交通費等については参加者の負担ということで考えている。
- 委員長**（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第4款衛生費第2項清掃費について質疑を行う。事項別明細書は13ページ及び14ページになる。発言を許す。

- 1番**（青木敬博君）1つだけ確認したい。クリーンセンター管理費で汚泥の機械を直すという話だったが、クリーンセンターは大きい機械があるイメージがあまりない。修理が高額になりそうな機械がいっぱいあるのかどうかだけを確認したい。
- 環境課長**（佐藤文彦君）クリーンセンターは、し尿、汚泥の水分を処理して、きれいな水にし

て海に流しているものと、そのし尿、汚泥を脱水したものを凝縮して処理をしているような施設になる。施設の構成としては、し尿、汚泥を受け入れる施設、そこにおむつとか、し尿、汚泥以外のものが入っているの、そういうものを破碎して受け入れる施設、それを膜のようなものを通してろ過する施設で、今回補正をお願いしているのは、水分を取って絞って汚泥にする施設と、その全てを制御する中央監視施設という形になっていて、今回の汚泥だけでなく、それぞれの部門で大事な機器を抱えている。

○1番（青木敬博君）そうすると、今回は1,300万円ぐらいであるが、割と老朽化しているのではないかと思うので、もしかしたら今後も大きい修理の金額が出てくる可能性があるという事か。

○環境課長（佐藤文彦君）定期的、計画的に補修は進めており、今回の補正は、考えている以上に機器が消耗して不具合が生じたということをお願いしている。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第9款消防費について質疑を行う。事項別明細書は15ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第14款予備費について質疑を行う。事項別明細書は19ページ及び20ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

以上で歳出の質疑を終了し、次に、歳入の質疑に入る。歳入は全般について行う。事項別明細書は5ページからになる。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）5ページの繰入金について、財政調整基金繰入金が当初は12億1,500万円ということで、これは減額の補正であるが、この減額の主な理由をお聞きしたい。

○財政課長（肥田光弘君）お答えする。財政調整基金を戻したことの主なものについては、下段にふるさと伊東応援寄附金関係の繰入金が2億円ほどある。財政調整基金は6月の補正で4億1,500万円ほど基金の取崩しをしている。それについては、商品券事業に充当しているが、ふるさと伊東応援基金から2億円ほど繰り入れることができたので、財政調整基金から出していたものをふるさと伊東応援基金に戻したという部分と、繰越金を充当して財政調整基金を戻したような状況になる。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、債務負担行為の補正について質疑を行う。事項別明細書は21ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第14号中、本委員会所管部分は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）日程第6、市認第7号 令和4年度伊東市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。事項別明細書は314ページからになる。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）328ページに国民健康保険事業費納付金があるが、これが補正予算で減額されている。この納付金については、令和3年度は足りなかったので当初予算を増やしたら、ちょっと多めだったということで、これは県に納付するものだと思う。医療だけではないが、全体としては、県に納めるものは減っている傾向にあるのか、その変化はどうか。

○保険年金課長（肥田耕次君）納付金については、今、全て県のほうに納めている。医療費納付金というのは、県内の医療費の給付にかかった分を全部県が市や町へ払ってくれるものである。今、医療費の負担が低いのは、伊東市は静岡県で一番医療費が安い。高いところは高いが、今、それをだんだん合わせていくという話があり、その協議を2か月に一遍ぐらいやっている。来年ぐらいは0.8にするのではないかという話もあるが、そうすると、伊東市の負担はどんどん上がっていくということになる。ただ、今年、伊東市は1,000人ほど被保険者が減った。後期高齢者医療に行ったり、社会保険に入った人が増えたので、こちらの医療費は減っている。

後期高齢者納付金というのは、2年前の精算と今年の見込みで払うもので、全国の合計であ

る。令和2年度、3年度はコロナで、怖くてお年寄りがみんな病院へ行かなくなった。それで下がった。今、戻ってきているので、これは絶対増える。

介護納付金も、全国の規模で32%を納めろという話で、これも2年前の精算であるが、介護もコロナの影響を受けて、令和2年度、3年度は減った。そうすると、納付金は減るが、介護も、今、高齢者がどんどん増えている現状を考えると増えざるを得ない。委員は、では税率を上げるのかというお気持ちであると思うが、今、基金が12億円程ある。この基金によってしばらくは我慢できる。税率は、限度額だけ国の改定があったので、これの検討はするが、それ以外は全て通常の税率で行っていく所存である。

○5番（重岡秀子君）今、コロナで通院などが抑制されていたので下がっているが、これから県に納入するお金はもっと増えていくのではないかというお話があった。国保は今でも大きな負担なので、この値上げは気になる。基金を繰り入れて国保の税率を抑えるというお話があったが、318ページ、歳入の基金繰入金を見ると、令和4年度に関しては補正予算で減額補正になっていて、逆に繰越金か何かで補填している。そこは増えているのかなと思うが、その辺はどうなのか。なぜ基金繰入金は減額補正になったのか、お伺いしたい。

○保険年金課長（肥田耕次君）令和3年度の決算が絡んでくるが、納付金が減ったので、基金の令和3年度の歳入の決算が88億9,844万2,065円、歳出が86億3,240万7,870円、差引き2億6,603万4,195円残った。これを全部繰り越しているので、この繰越しのおかげで、結局、基金のほうの繰入れをしなくても運営ができるということで取っておいた。後に使える。

○5番（重岡秀子君）あっちへ行ったり、こっちへ行ったりして申し訳ないが、323ページ、総務費の一般管理費の10に印刷製本費がある。来年の10月から紙の保険証が廃止ということで、印刷製本費はほかにもあって、保険証はここなのか、その後なのか分からないが、その辺を1つお聞きしたいのと、来年の10月からということで、来年度の保険証の作成はどうなるのか、その辺についてお伺いする。

○保険年金課長（肥田耕次君）国民健康保険と後期高齢者医療については、8月に新しい保険証になるので、来年度は普通に紙の保険証を送る。ただし、来年10月以降は資格確認書を出すと国は言っている。資格確認書の新しい規格はまだ来ていない。規格が変わると補正予算になり得る。令和4年度では国保は1万9,000枚、紙の保険証をつくった。それでどうにか足りていた。被保険者が減っているので、どれぐらいつくるか計算しながら全員に送るが、10月から6か月の短期証がなくなる。国保は保険証か資格証、どちらかしか出せなくなるので、そちらのほうで、今、国で検討がされている。私は、研究段階で、保険証を利用して資格確認書をつくってみた。これだと一番経費がかからないと考えている。

○5番（重岡秀子君）少し分かりにくいところがある。私も8月で国保の切替えをした。新しい紙をいただいたので、それになった。来年、それは発行するが、10月までしか使えなくて、そこからはマイナンバーになる。マイナンバーをつくっていなかったりする人のために資格証明書が発行されるのか、その辺のところはどうか。

○保険年金課長（肥田耕次君）国から来年の7月までは使えるようにしろと話が来ている。国保は切替えが7月だから、来年の7月までは大丈夫だと言っている。伊東市内の医療機関はほぼ終わったが、実は、まだ保険証しか使えない医療機関がある。薬局の小さいところとか歯医者とかはまだなので、出さないと病院にかかれないから、基本的に出せと国が言っている。だから、この後も資格確認書として出したほうがいいだろうと思っている。どうしてもそういう人がいるので、そういう人たちは資格証にするしかないという話である。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市認第7号は、認定すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）日程第7、市認第8号 令和4年度伊東市土地取得特別会計歳入歳出決算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。事項別明細書は338ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市認第8号は、認定すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）日程第8、市認第9号 令和4年度伊東市霊園事業特別会計歳入歳出決算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。事項別明細書は344ページからになる。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）344ページ、歳入の基金繰入金の霊園整備基金繰入金について、これも減額補正になっている。霊園の建設事業で合葬式墓地の建設が令和4年度の大きな事業だったと思うが、これが当初の予算より少なく済んだという絡みでこういうことになっているのか、建設に関して説明をお願いしたいと思うが、いかがか。

○市民課長（大川雄司君）建設に当たっては入札を行って、それで金額が決定した。その際に予算との差額が出たので、このような結果になっている。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市認第9号は、認定すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）日程第9、市認第11号 令和4年度伊東市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。事項別明細書は388ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市認第11号は、認定すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

[賛成者挙手]

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）10分間ほど休憩する。

午前10時54分休憩

午前11時 3分再開

○委員長（杉本一彦君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○委員長（杉本一彦君）日程第10、市認第5号 令和4年度伊東市一般会計歳入歳出決算所管部分を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は、まず歳出を各款ごとに、次に歳入の順で行う。

まず歳出第1款議会費について質疑を行う。事項別明細書は94ページからになる。発言を許す。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第2款総務費のうち、第1項総務管理費第11目住居表示整備費、第17目地域応急処理費、第18目コミュニティ振興費及び第20目健康保養地づくり推進費を除く部分について質疑を行う。事項別明細書は96ページからになる。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）どこで質疑したらいいのか分からないので、まずかったら言ってほしい。

これから一般会計全体の審議に入るので、大綱質疑などの中で実質収支額が多過ぎるという話が出て、その議論が新聞などにも掲載されているが、これは歳入にも、歳出にも全体に関わるので、伺いたい、いいか。

○委員長（杉本一彦君）暫時休憩する。

午前11時 5分休憩

午前11時 8分再開

○委員長（杉本一彦君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○1番（青木敬博君）決算書111ページ、移住定住促進事業の関係人口創出事業は、東京の企業の方々に、こちらから地方の課題を渡して、ディスカッションをしたという話だが、そのディスカッションの内容がどのようなものだったのか伺いたい。あちらの企業が持っていたノウハウを使って、伊東市の地域課題に対して提案があったという感じだと思うが、そのフィー

ドバックがあれば考え方が広がると思うので、あれば伺いたい。

○**企画課長**（菊地貴臣君）現在、伊東市にはまだないが、新たなスイーツを考案したり、食べ歩き、日帰り入浴という観点から市街地を周遊してみよう、銭湯と食を兼ねたような周遊だとか、幾つか市街地のほうを見ていただく中で、これまでの観光パンフレット等にはないような市街地の生かし方や、伊豆高原のほうの提案もあったが、これまで市の観光協会が生み出しているものとは違った観点からの活性化の提案等がされたものと承っている。

○**1番**（青木敬博君）それは観光協会とそのフィードバックを共有するのか。企画部門で止まってしまう感じなのか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）提案の内容によっては、関係課、関係団体にも情報提供をしている。

○**5番**（重岡秀子君）今の件で、111ページのサテライトオフィス誘致事業は結構大きな金額である。平成29年度来、ずっと事業が出ていて、どのように進んでいて、どういう成果が見えているのか、いま一つ、分からないところがある。

議場で少し説明があった気もするが、サテライトオフィスは、どちらかという関係人口ということで、今、青木委員が聞いたように、伊東市の課題について、こちらからもメンバーが出て、会社側からも出て、一緒に課題解決を研究するみたいな説明があったが、商店街などの話は、非常に大事な機会で、例えば会社がこちらへ来てくれなくても、サテライトオフィスに関係なくても、それだけでも成果がある内容かと思うが、伊東市側からはその研究会にどういふメンバーが参加しているのか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）サテライトオフィス誘致支援業務は、市内にサテライトオフィスを誘致するに当たり、どういった戦略で臨んでいくか、具体的に地方進出を考えている企業とのミーティングの設定、個別企業との面談の機会をしてもらっている。

サテライトオフィスの補助の関係で、平成29年度から始まっているけれどもという指摘については、平成30年度に1件、令和2年度に1件あり、伊東市に進出している。令和5年度についても1件補助決定をしており、進出してもらえる手はずになっている状況である。

○**5番**（重岡秀子君）サテライトオフィスは、進出してくれる企業に補助を出すというのは、例えば建物、家賃など、どのような補助の出し方なのか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）サテライトオフィス等支援事業補助金の支援する経費としては、施設整備費、施設の取得費、改修費、什器購入費、土地や家屋の賃貸料、通信回線等の使用の経費、人件費に補助をしている。

○**5番**（重岡秀子君）先ほど青木委員が聞いた関係人口の創出事業というのは、事項別のどこに入っているのか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）事項別明細書の113ページ、18節負担金補助及び交付金の2つ目、

リモートワーク誘致事業負担金の事業は、東京の大手町、丸の内、有楽町など、中心街付近に勤める大手企業社員の期間限定型リモートワークを通じて、地域課題に触れてもらうことで、行く行くは本市への移住、二拠点居住の促進、大手企業のサテライトオフィス誘致にもつなげていくことを目的に実施したものである。

○5番（重岡秀子君）そこで伊東市の地域課題をテーマに研究したということか。リモートワーク誘致事業の中で、こちらからも参加しているのか、伺いたい。

○企画課長（菊地貴臣君）こちらに来てもらう前に東京で1度会議を持って、伊東市の地域課題について先に説明した際は、市長が出向き、企画課職員とともに説明した。

こちらの事業で行っている2泊3日のフィールドワークについても、こちらの職員がついており、最後の発表会も副市長と私で対応した。

○5番（重岡秀子君）伊東市にも参考になることがあると思うので、今後、行うときには、もう少し関係者が参加できるようなことをお願いしたい。

私の会派でも、お試し移住支援事業について質疑したが、移住者の住宅確保ということで、アパートや一戸建ての改修をしたのはどの事業だったか。

○委員長（杉本一彦君）報告書の82ページである。報告書のページ数を言っていただきたい。

○5番（重岡秀子君）事業としては計画したが、実際には結局、応募者がいなかったもので、今後、少し見直しをするということが大綱質疑の中で答弁としてあったが、この辺の分析と、これをどのように変えていったらいいのか、どういうニーズと合わなかったのか、その辺についても少し説明をしていただきたい。

○企画課長（菊地貴臣君）議場でも答弁があったと思うが、決算書には表れていないが、移住定住促進空き家改修支援事業補助金のことかと思う。こちらの事業については、空き家を活用して市外からの移住促進を図るために、所有または賃貸する戸建て、もしくは集合住宅の空き家を改修し、移住者向けに賃貸事業を展開する法人もしくは個人事業者に対し改修費の一部を助成する事業として構築した。補助金額は定額で10万円、改修後、移住者の入居実績を確認した後に報償費として20万円を交付する事業だったが、制度を活用する事業者がなかったことから、事業未執行としたものである。

事業を構築した経緯としては、コロナ禍を経て、市内の不動産に対する需給は厳しい状況となり、中古物件をリフォームした上で流通に乗せることができればという思いから、空き家改修支援事業補助金制度を創設したが、事業の使い勝手として、移住者向けに賃貸事業を展開する法人もしくは個人事業者を補助対象者としており、移住してくることを見込んでの改修の見通しがつきにくかったかと思う。制度については、必要に応じ見直しを検討することというように答弁をしたが、現在、どういった方法で見直しをするかについてはまだ方向性を見出して

いないが、議場で佐藤龍彦議員から住宅リフォームへの拡大という提案があり、補助対象者の見直しも一つの方向性だと思うので、どのように見直せばいいのかについても検討してまいりたい。

- **5番**（重岡秀子君）議場で、さっきの財政調整基金の問題とか、実質収支の問題などをやったときに、そういう議論があったときに、やっぱり市税を充実させていかなければならないという議論の中で、この移住は1つ、伊東市の市民所得を上げたり、あと固定資産税を上げる上で重要だということが当局の皆さんのほうからも出されたので、こういう議論は非常に有意義な議論じゃないかと、私はそのとき思った。それなので、今、やっぱり移住のことについてはかなり重点的な課題として取り組むことが必要なのではないかと思う。

今の住居に関してであるが、やはり移住を推進していく上では、安くて、そういう手に入りやすい、移住者が、ここに移住してくるのに、本当にいい住宅が手に入るというのは1つの大きなメリットになるので、目のつけどころという失礼であるが、とても大事な施策であると思うので、ぜひいろいろこれからも工夫していただきたいという願いが1つ。

もう一つ、この移住を本当に市民所得の向上とか、固定資産税の額を上げることに重要だというふうに考えるのであれば、庁舎全体で少し連携を取った対策が必要じゃないかと思うが、民生費の中でもはじめよう I T O というものがある。それから、昨日、観光建設委員会を聞いていたら、関係人口の創出で、ワーキング……。

- **委員長**（杉本一彦君）審査に当たっては、議題に対する質疑は簡潔にしていきたい。討論であれば討論でお願いします。

- **5番**（重岡秀子君）申し訳ない。最初のはお願いで、観光建設委員会と福祉文教委員会とここと、3つ、移住に関わる事業が展開されていると思うので、それを調整して、全体として移住の総括というか、そういうことは庁舎内でやられているのかをお伺いしたい。

- **企画課長**（菊地貴臣君）庁舎全体として移住施策に取り組むべきではないかというご質問かと思う。移住促進は1つの部署で完結するものではなくて、移住相談は、ふだん見ている、仕事であるとか、今、委員がおっしゃったお住まいの関係、あとは子育て、医療、福祉、地域との連携の仕方であるとか、いろいろな分野で支援が必要かと思うので、そういった各分野からの複合支援を取りまとめさせていただいた上で伊東市移住定住サイトの発信をしているし、各課においても移住者にも目を配った施策の構築は、そのプランをつくり上げる中でもお願いしているところである。

- **6番**（石島茂雄君）111ページの下のところ、ジャパン・マウンテンバイク・カップ負担金についてお尋ねする。

これはたしか3市、伊豆の国市、伊豆市、伊東市で負担金を分けているという話は以前に聞

いているが、本市の負担金は、200万円という金額であるが、このジャパンカップでどのようなところに内容的には使われたのか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）ジャパン・マウンテンバイク・カップの負担金であるが、こちらの事業については、昨年の10月28日から30日までに日本サイクルスポーツセンターで開催されたジャパン・マウンテンバイク・カップ2022の開催に対する負担金で、大会の運営、会場費に加えて、海外選手を招聘したので、そちらの経費等に充当されていると伺っている。

○**6番**（石島茂雄君）例えば、伊豆の国市であると狩野川が整備されて、これを機会にマウンテンバイクの大会とか、かなり有名な選手を呼んで地域振興、観光施策、当然、伊豆の国市でも小さい大会を、それを契機にやっているが、本市は200万円という金額であるが、せっかくこういうものに参加して、これを今後、観光施策とか誘客対策に何か結びつけるという方向性はあるか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）こちらの事業については、当日の大会の開催もそうであるが、地域のマウンテンバイクの普及という観点から、伊東市においては9月に行ったI T O M A R C H Eの中で試乗体験会を開催させていただき、私も出席したが、お子さんを中心にかなり多くの方に親しんでいただけたかと思う。

また、普及啓発の観点でいえば、大会公式ポスターのデザインについても各高校や特別支援学校に公募を県にかけていただいたが、当市の城ヶ崎分校の方が優秀賞を取り、そちらの生徒さんの作品に決定をしたというところで広報にもつながったかと思うし、あと、健康づくりの観点からも、マウンテンバイクを活用した教室等も県のほうでやっていただいたりしていて、今年度も継続していくと伺っているので、大会のみならず、そういった広範な取組をすることによって、マウンテンバイクの取組も一過性のものではなく継続されるものと考えている。

○**6番**（石島茂雄君）最後に1点、宇佐美の方と話したが、伊豆高原でレンタルバイクをご自身でやっているということであったが、やはり継続していくにはそれなりの市の広報とか、ある程度、支援、援助みたいなものが必要だということをおっしゃられていたので、ぜひこの流れを継続して観光誘致に結びつくようにしていただきたいと思うが、その点はいかがか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）ちょっと特定の方に対する補助というところまでは私のところでは申し上げられないが、全般的にマウンテンバイクについては、オリンピック、パラリンピックだけではなくて、その後も継続して伊豆地域で普及、振興を図っていけるような形で県と3市を中心に進めているので、そういった取組を進めていくことによって、市民に広く、そういった自転車についても広まっていくような取組は継続していきたいと考えている。

○**委員長**（杉本一彦君）ほかに質疑はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第3款民生費第1項社会福祉費第6目国民年金事務費、第7目国民健康保険費及び第9目住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費について質疑を行う。事項別明細書は146ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第4款衛生費第1項保健衛生費第6目後期高齢者医療費及び第8目環境衛生費第2項清掃費のうち、第5目地域汚水処理費を除く部分並びに第3項環境保全費について質疑を行う。事項別明細書は180ページからになる。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）報告書の172ページの環境保全費であるが、これは令和5年3月で、ぎりぎり令和4年度になると思うが、第三次伊東市環境基本計画及び伊東市地球温暖化対策実行計画が策定されたということで、これは大きな事業だったのではないかと思うが、このように非常に猛暑が続いていたりすると、やはり市政の課題としても、今後、この地球温暖化対策なども、1つ、市としても取り組まなければならないような課題になってくるのではないかと思うが、この第三次伊東市環境基本計画の作成について、特に重点を置いたところ、簡単でいいので、こういうところが今までの第二次と違うというところがあったら説明をお願いします。

○環境課長（佐藤文彦君）第三次伊東市環境基本計画、基本的な骨格については前回の計画を踏襲しているが、今回の大きな目玉として、伊東市の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）とあって、そちらを環境基本計画に取り込んだというところが大きな特徴となっている。伊東市全体で温暖化を防止していこうという取組をやらせていただいた。

○5番（重岡秀子君）私も、これから市民も何か自分がしなくてはいけないのではないかというように、この温暖化については問題意識を持っているときなので、伊東市として、例えば、家庭用の太陽光発電にもうちょっと補助を増やしていくとか、具体的に今後、予算要望していったり、そういう考えはないか。

○環境課長（佐藤文彦君）新エネルギー、省エネルギー、住宅用のものについてはこれまでも補助をしているところであって、令和5年4月から電気自動車に対する補助を始めているところである。状況を見て、また新たな補助も今後検討していく必要があるかと考えている。

○5番（重岡秀子君）この環境基本計画の中の温暖化対策を見ると、確かにこれはやるといいだろうなということも出ているが、例えば、マイカーを減らしていく、このようなことも案として出されているが、こういうのは、伊東市だけでやるのもなかなか難しい。ただ、市民への啓発というか、実際にマイカーを減らそうというのは、市民からも、状況が変わらない中で無理だよということがあると思うが、これから地球温暖化対策について、市民への啓発みたいなこ

とは考えられているか。

○**環境課長**（佐藤文彦君）温暖化、環境問題については市だけでできるものではない。やはり重岡委員が言うとおり、市民の協力、事業者の協力があって達成できるものと考えており、先ほどマイカーなどのお話があったが、市としては、無理なことはなかなか難しいと思うので、身近なところから、例えば電気を消すとか、今日は歩いてみようとか、そういったできるところからの一人一人の取組が大事になってくるのかと思っているので、そういった意味からすると広報、啓発は重要だと思っているので、取り組んでいきたいと思っている。

○**委員長**（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第8款土木費第1項土木管理費第30目生活環境向上対策費について質疑を行う。事項別明細書は224ページ及び225ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第9款消防費について質疑を行う。事項別明細書は244ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第12款公債費について質疑を行う。事項別明細書は294ページ及び295ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第13款諸支出金について質疑を行う。事項別明細書は294ページ及び295ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第14款予備費について質疑を行う。事項別明細書は294ページ及び295ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。

以上で歳出の質疑を終了し、次に歳入の質疑に入る。

まず、第1款市税について質疑を行う。事項別明細書は62ページからになる。発言を許す。

- **5番**（重岡秀子君）市税については、特に固定資産税などがコロナの中での軽減措置が取られていたのが3年度で終わって、4年度から元へ戻すことがされたと思うが、それでも滞納も、やはり急には全ての経済が好転していないのでなかなか難しいと思うが、その辺の市税の状況、特徴的なところを説明していただきたい。対前年度比で、固定資産税については全体で4.2%上がっている。いい方向には行っているが、その辺、説明をいただきたいと思う。
- **総務部次長兼課税課長**（小川直克君）今、委員指摘のとおり、令和3年度をもって軽減措置が終了しつつあるということの中で、大きなものとしては、事業用資産に係る課税標準額を減額する特例措置が固定資産税、都市計画税において行われていたが、こちらが令和3年度で廃止になっている。このことにより、現年度課税分において固定資産税が対前年比で6.2%、都市計画税が同じく5.2%伸びて、2税目において大きくなった。大きくなった原因としては、こちらが一番大きな原因と思っている。
- **5番**（重岡秀子君）特例措置がなくなったことで増収にはなっているが、それによって、やはり払い切れないという滞納も、報告書を見ると昨年より収入未済額とか滞納の部分も多いという感じがするが、その状況について、収納課としてはどのように分析しているか。
- **収納課長**（渡辺拓哉君）4年度決算において、現年度収納率は昨年度比から0.2%上昇、滞繰分の収納率については10.68%下がっている。滞繰分が10%下がったというのは、令和2年度に猶予した分が令和3年度分留保として入ってきたので、3年度分が突出して高くなっている。令和4年度についてはそれが戻ったので、このくらいが普通の収納率かと思う。滞繰分については、そういった環境で、数値的には昨年度より低い状況にあるが、現年分については0.2%の上昇ということと、全体的に見て0.8%の上昇をしているので、市税の収納については、収納の努力の成果と市民の納税意識の向上があり、好転しているものと考えている。
- **5番**（重岡秀子君）思ったよりは経済が立ち直っていない状況がある中で収納率も高くなっているという感じはしているが、旅館などが非常に固定資産税は大きいわけであるが、私が気になるのは、結構なホテルがコロナ禍で人を解雇してしまったために、夕食の提供ができない、有名なホテルでも素泊まりとか、朝食のみなどで、旅館などの収益が十分ではないのではないかとということもあるが、そういう大きな観光施設などからの滞納の相談などはないか。
- **収納課長**（渡辺拓哉君）その辺については個別のケースになるので、お答えは控える。
- **5番**（重岡秀子君）分かった。傾向だけ聞きたかったが、一言お願いになるが、滞納の相談に来たとき、まだ立ち直れていない商店、宿泊業などもあると思うので、本当に親身になった対応をお願いしたい。
- **6番**（石島茂雄君）収納課の方に関連して伺う。今、国民的に可処分所得が48%以上になっ

ているというデータが出ている。ということは、私たちは定期的な報酬があるし、市役所の方は安定した収入がある。ただ、一般の方はコロナ禍で経済が疲弊した上に消費税が10%、さらにガソリンも上がっている。そして、コスト・プッシュ型で、収入は下がりぎみなのに支出が増えているという状況である。その中で収納率が少しでも高くなっているということは、そこに市民の方の大変さとか生活の困窮というのが見られると思うが、そういう声というのは、収納課にはどういう声が上がっているか。うちは幾らでも払っていいからという感じではないと思う。例えば、さっき重岡委員も言ったが、一般の市民の方の滞納の数はどうなっているか。

○**収納課長**（渡辺拓哉君）滞納者数は、まず、うちのほうで取っている統計としては、令和4年度で4,758件、令和3年度で4,897件、令和2年度で5,583件であるので、滞納者数としては減ってきているところである。

○**委員長**（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第2款地方譲与税から第22款市債までについて質疑を行う。事項別明細書は64ページからになる。発言を許す。

○**5番**（重岡秀子君）繰越金のところで、繰越金が8億円上がっている。当初が1億円だったところに大きな増額補正になっている。このことで非常に実質収支がどうしてこんなに多いのだというような議論が大綱質疑のときにあったが、実質収支について、この10年間ぐらいを調べてみたが、平成26年とか27年は5億円台で、その後、29年ぐらいから7億円台になって、令和になって7億円台、そして、3年と4年が8億円台の実質収支になっているが、令和元年はがくっと3億円台に実質収支が下がっている。これには、いろいろと、実質収支が多い少ないということを簡単に論じられない。もう少し正確に私たちが把握している必要があるのではないかと思ったので、ここで聞きたいが、令和3年は令和4年よりさらに実質収支が多かったが、お金の流れが私たちも十分分からないので、例えば競輪の収益とか、ふるさと納税とか、そういう絡みもあるのではないかということを感じるが、その辺の実質収支の増えている主な要因はどのように分析したらいいか。

○**財政課長**（肥田光弘君）確かに、委員言われるとおり、令和3年度、令和4年度については、競輪事業収入が好調で、令和4年度については4億円ほど繰り入れている。そういうこともあって実質収支が増えているという部分もあるかと思う。ただ、実質収支については、基本的に我々が考えるに、一般的には大体標準財政規模の3%から5%程度がいいのではないかとされている。伊東市の場合、令和4年度の標準財政規模が164億2,000万円程度になっているので、我々の考えとしては、実質収支については、年度によって違う部分があるが、5億

円から10億円の間で推移していけば適正な決算であると考えているので、年度によって、最終的には税収とか公金などによっても多少前後するが、おおむね7億円、8億円程度を目安に実質収支を出していきたいと考えている。

○5番（重岡秀子君）私も競輪の4億円というのはすごく大きな額の繰入れだと思うが、それがいつ分かって、それから手が打てるのか。この間の議論では、それだけの実質収支があるのだったら市民に還元する事業ができたのではないかという意見もあって、伊豆新聞などでも、そういう取り上げ方もされていたりするが、その辺の歳入が明確になって、その後、そういうことが各課に呼びかけられて、事業を増やすことが可能なのか。流れとか時間的なものも含めていかがか。

○財政課長（肥田光弘君）本会議でも答弁したが、基本的に4億円を9月とか12月に見込むことは難しい。結局、3月にならないと、予算の執行率とかも分かってこないで、そういう部分では見込むのは難しいので、できないというのが正直なところである。

○5番（重岡秀子君）答弁の中で、各課に少し余裕ができたのでということで、財政課のほうから、いろいろ投げかけたが、なかなか各課から要望が出されなかったような答弁もされたが、やはり途中だと具体的には申請しにくいのか、その辺のことについてはどうか。中途半端になってしまうとか、もちろん余裕があったら市民に還元するというのは、理屈的にはそうであるが、その辺も難しいのかどうか、状況を聞かせていただきたい。

○財政課長（肥田光弘君）各課においては、恐らく基本的には当初予算のベースで年間の業務を組み立てているので、我々としてはなかなか年度の途中でさらにプラスアルファして、別のことをやるのは難しいのではないかと考えている。なので、なかなか事業が出てこないということもあろうかと考えている。

○5番（重岡秀子君）議場で答弁があったように、こんなに実質収支が揺れ動いても市税はあまり変化がないので、本当に伊東市にお金がある、余裕があるから、もっと事業ができるというところでは、市税とかをもう少し安定させて、上げていかなければ安心はできないのではないかと少し思ったが、分かった。それはとにかく来年度に繰り越して、こういう市民の意見を入れた来年度予算を組んでいただければいいのではないかとということで、よろしく願います。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。

市認第5号中、本委員会所管部分は認定すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

[賛成者挙手]

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）以上をもって日程全部を終了した。

委員会審査報告の案文については、正副委員長に一任願う。

○委員長（杉本一彦君）これにて常任総務委員会を閉会する。

○閉会日時 令和5年9月1日（金）午前11時54分（会議時間1時間42分）

以上の記録を認める。

令和5年9月1日

委員長 杉 本 一 彦